債権差押命令申立の予納郵便切手について

金沢地方裁判所本庁・七尾支部　債権執行係

令和元年１０月１日の郵便料金変更に伴い，同日以降に申し立てられる債権差押命令申立事件の予納郵便切手は，下記のとおりです。
申立の際に，予納郵便切手分を執行費用として請求する場合は，下記の額を計上してください。

記

令和元年１０月１日以降の予納郵便切手

債権者，債務者及び第三債務者が各１名の場合　２，７４２円

内訳	第三債務者送達用	１，１４５円（特別送達）
	陳述書返送用	４０４円（簡易書留）
	債務者送達用	１，０９９円（特別送達）
	債権者通知用	９４円（普通郵便）

※第三債務者が１名増えるごとに，１，５４９円（１，１４５円＋４０４円）を追加

問い合わせ先

〒９２０－８６５５　金沢市丸の内７番１号
金沢地方裁判所債権執行係
TEL　０７６－２６２－４６４２

〒９２６-８５４１　石川県七尾市馬出町ハ部１番地の２
金沢地方裁判所七尾支部債権執行係
TEL　０７６７－５２－４６０１